

一般社団法人日本接着歯学会
表彰に関する規程

(趣旨)

第1条 本規程は、定款第2条で定める本会の活動に功労のあった者又は学術分野で貢献のあった者の表彰について定める。

(種類)

第2条 賞の種類は次の通りとする。

- (1) 日本接着歯学会 学会功労賞
- (2) 日本接着歯学会 学術功労賞
- (3) 日本接着歯学会 論文賞
- (4) 日本接着歯学会 学術大会発表優秀賞

(選考)

第3条 各賞の選考資格及び選考方法は、別に内規で定める。

(表彰)

第4条 各賞の受賞者は、学術大会又は社員総会において表彰する。

(改廃)

第5条 本規程の改廃は、表彰委員会の発議により、規程検討委員会での協議のうえ、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. この規程は、平成28年6月19日から施行する。
2. この規程は、令和2年5月18日から一部改訂施行する。